

森田小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、いじめは、絶対に許されない行為であることを児童が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めるものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う心を育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、いじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、いじめをなくすことを目的に、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。
- (4) 本校は、いじめの防止等の対策の進捗状況を定期的に検証し、基本理念の実現に向けて継続的に学校全体で取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

○道徳教育の推進

発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

(2) いじめの未然防止

○授業改善

分かる喜び・できる喜びのある授業づくり推進のために、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう学校づくりを進める。

○開かれた学校

いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行う。

(3) いじめの早期発見

○教師によるいじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○アンケートの実施

月に1回、いじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

○教育相談体制の充実

年間2回の個別面談（ふれあい月間）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(4) いじめの早期対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による事実確認と指導により被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○被害・加害児童の保護者への対応

いじめが起きた場合は、調査結果、指導結果を相互の保護者に説明し、学校での指導への理解と再発防止への協力を得る。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取り、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(5) いじめによる重大事態への対処

いじめ等により、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、危機管理マニュアルにあ

る「10暴力行為・いじめ事案が生じた場合の対応」をもとに対処する。生命・心身の保護を最優先して対処する。

(6) 学校評価の結果を生かす

いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価していく。

このことを教職員に周知徹底するとともに、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

<児童アンケート（いじめ関連事項抜粋）>

- ・毎日学校へかよるのが楽しい。
- ・いじめを見たら大人の人に知らせたり、とめたりすることができる。
- ・（3・4年）友達と協力し合うことができる。
（5・6年）相手の立場に立って考え、助け合って行動することができる。

<保護者アンケート（いじめ関連事項抜粋）>

- ・学校は、子どもたち一人一人を大切に、温かく指導している。
- ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。
- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。
- ・我が子は、他に対する思いやりや正義を大切にする心が育っている。

4 いじめの防止等のための組織（1）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し月に1回の定例会を開催する。

①構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当

- ②活動
- ・いじめ防止基本方針の作成と更新
 - ・学校におけるいじめ問題への取組みの点検
 - ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・外部機関との連絡、連携
 - ・定期的にいじめを委員会に報告する。

○いじめを認知した場合は、ただちにいじめ不登校・暴力行為対策委員会を招集し、基本方針を示す。いじめの調査、指導、保護者への連絡は、1日以内に完了することを基本とする。

○対策委員会で扱いたいじめについては、「いじめの状況等に関する記録（別添資料参照）に記録する。

○定例会では、まず、月1回のアンケート（学校生活についてのアンケート別添資料）の報告に基づきいじめであるかどうかの認知を行い。対応方針を決定する。アンケートは以下の経路を経て定例会に提出される。

①担任→②学年主任→③生徒指導主事→④定例会

担任：アンケート結果から問題点を見つけ、聞き取りを行う。結果を学年主任に報告する。

学年主任：担任からの報告を集約して、「いじめの疑われる案件 別添資料」として集約する。

生徒指導：各学年からの集約用紙を整理点検して定例会に報告する。

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

①構成員 教頭、生徒指導主事、学年主任、担任

②活動 ・聞き取りのための体制をつくり、関係者からの聞き取りを行う

- ・聞き取り結果を総合し、事実関係を把握する
- ・担任とともに加害者への指導を行う
- ・加害者に被害者への謝罪を行わせる。
- ・関係する保護者への報告を行う。
- ・いじめが完了したかどうかをいじめ・不登校暴力行為対策委員会に報告する

いじめの防止等のための組織図

